

【取扱い厳重注意】

655

平成24年3月23日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局
局員・神藤正嗣

平成24年3月23日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

内閣府原子力被災者生活支援チーム 放射線班長 茶山秀一

2 聴取日時

平成24年3月23日午前10時1分から午前10時50分まで

3 聴取場所

経済産業省別館2階会議室

4 聴取者

事務局 神藤正嗣

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

汚染砕石への対応について（別紙のとおり）

第3 特記事項

特になし。

以上

【取扱い厳重注意】

別紙

1 被聴取者の身分

被聴取者は、内閣府原子力災害被災者支援チーム放射線班長の茶山秀一氏である。

2 5月26日付け福島県土木部長による基準設定等の依頼について

5月26日付け福島県土木部長の依頼（原子力災害現地対策本部宛て「福島県内の公共工事で使用する資材等の取り扱い」）は、福島県から現地対策本部に提出され、その翌日か翌々日ころに、現地対策本部から原子力災害被災者支援チームに送られてきた。支援チームでは、この依頼の内容が公共工事に係る資材の放射性物質基準や取扱い方法を定めてほしいというものであったので、国土交通省内の環境政策全般を担当している総合政策局環境政策課にこの依頼を送付したのみで、住宅用の資材等を所管している経済産業省には送付していなかった。

事故直後から、原発に近く汚染の高い地域では、避難や屋内退避措置が取られており、その後も計画的避難区域等に設定されたことから、砕石出荷等の屋外での事業活動は行われていないと考えていた。また、当時は、下水汚泥や廃棄物の焼却灰のように放射性物質が溜まったり、濃縮されるものについては、原災本部や環境省で基準の検討を進めていたが、汚染が低い地域のもので、かつ、濃縮等の経路がない「資材」については基準を決める必要はないと考えており、流通した砕石等の資材から高い濃度の放射性物質が検出されるという考えもなかった。

3 汚染された砕石の流通への対応について

12月28日夜、私のところに文部科学省 EOC から連絡があった。その内容は、二本松市からの連絡があり、二本松市が市民に配っている線量計で比較的高い線量が測定された中学生（3 か月間で 1.6mSv）がおり、その中学生が住むマンションの線量を測定しに行ったら、マンションの1階の床部分の線量が特に高く、2、3階はそれほど高くなかったことから1階に何か原因があるのではないかという内容であった。さらに、この件については、文科省から内閣官房に対し、関係省庁の役割分担を依頼しており、年明けに内閣官房が、どの機関が調査に当たるのかを決めることになっている、二本松市には、年明けにしないと国は調査等を開始できないと連絡をしている、という説明も受けた。

この連絡を受け、12月29日、マンションの床部分から高い線量が出ているということで、建築資材が原因である可能性があったので、住宅用資材を所管している経済産業省住宅産業窯業建材課にも知らせておいた方がよいと判断し、同課に対し、マンションの線量が高く、その原因が資材にある可能性があること、年明けに内閣官房が関係省庁の分担を決めることになっていることを伝えた。

年が明けて、1月4日だったと思うが、私は、文科省にその後の状況を確認した。その際、文科省からは、環境省が調査担当の候補となっているらしいと聞かされた。

1月6日、現地対策本部から連絡があつて、環境省の福島環境再生事務所が当該マンションを調査した結果、施工業者が、床下に用いた生コンの中に計画的避難区域内の浪江町内にある採石場の砕石を使用していることがわかった。砂は米沢市のもので、セメントも問題はなさそうであったことから、浪江町の採石場の石が原因として有力だと説明を受けた。また、環境省福島再生事務所の担当者は、住宅資材の話なので、経産省にも協力してもらふ必要があると言っていたようで、支援チームから経産省にこの内容を連絡した。

【取扱い厳重注意】

その後、経産省住宅産業窯業建材課が主体となって浪江町の当該採石場からの出荷先の調査等を進めており、当該採石場の砕石によって施工された工事箇所の中には周囲よりも高い線量が出ている箇所があるが、それ以外の採石場から出荷された砕石によって施工された工事箇所からは周囲よりも高い線量が出ている箇所はないことから、今回の件はほぼ浪江町の砕石に原因があると言える。